

令和
7年度

「緑の募金公募事業」

「緑の募金公募事業」は、県民の皆様から寄付いただいた「緑の募金」を活用して、地域の団体や学校・保育園等が自ら森林整備活動や緑化活動に取り組む事業です。事業を通じて「住みよい島根」「住みよい地域」の実現を目指す皆様からの応募をお待ちしています。

実施団体を
募集します!

1. 募集対象事業

区分	事業内容	交付限度額または補助率
森林整備事業	●森林の保全・公益的機能の増進のための整備 ●一般県民等の参加により実施する模範的な森林整備 ●学校林等の整備 など	50万円以内
環境緑化事業	●地域住民の参加による憩いの場等の環境緑化活動 ●学校、保育園等での環境緑化活動 など	50万円以内 (学校、保育園等は30万円以内)
緑化普及事業	●イベント開催などによる緑化運動の普及、啓発活動 ●緑化に関する知識・技術の向上や地域の活性化、都市との交流促進に向けた活動 など	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)
国際緑化協力事業	●海外における砂漠化防止などのための森林整備活動等	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)



2. 事業実施にあたっての基本的事項

- (1) 原則、住民自らの労力(ボランティア)で行う事業です。専門的な機械作業や危険な作業などは、事業費の1/2を限度に外部の専門業者等に委託できます(学校、保育園等は例外規定あり)。
- (2) 事業を実施する場所は、申請団体の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確な借地等とします。
- (3) 交付額は全体事業費や応募件数などによって申請額より減少することがあります。
- (4) 申請できる事業費目や標準的な単価は、下記ホームページにある交付要領や募集要領を参考にしてください。また、チェーンソーや刈り払い機など高価な機械類は借上げとしてください。
- (5) 採択は新規申請団体、新規事業内容を優先し、同一団体からの継続申請は原則3年間とします。

3. 応募期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで(必着)。

※申請から実施報告までの書類は、すべて事業実施場所の市町村緑化担当課(裏面)へ提出してください。
なお、事業の採否は、令和7年3月下旬にお知らせします。

問い合わせ先

各市町村緑化担当課(裏面)または
公益社団法人 島根県緑化推進委員会

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館内
電話: 0852-21-8049 FAX: 0852-21-8231 Eメール: info@shimane-green.or.jp
ホームページ: <https://www.shimane-green.or.jp/>(様式などがダウンロードできます)

